

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 4月24日
【会社名】	積水ハウス株式会社
【英訳名】	Sekisui House, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 俊則
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中一丁目 1番88号
【電話番号】	06(6440)3111番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務部長 上條 英之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目15番 1号
【電話番号】	03(5575)1700番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員東京総務部長 松島 雄一
【縦覧に供する場所】	積水ハウス株式会社東京支社 （東京都港区赤坂四丁目15番 1号） 積水ハウス株式会社東京西支店 （東京都渋谷区代々木二丁目 1番 1号） 積水ハウス株式会社横浜北支店 （横浜市戸塚区川上町85番地 3） 積水ハウス株式会社埼玉支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目 7番 5号） 積水ハウス株式会社名古屋東支店 （名古屋市中区栄三丁目18番 1号） 積水ハウス株式会社神戸支店 （神戸市中央区小野柄通七丁目 1番 1号） 積水ハウス株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号） 積水ハウス株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8番20号）

（注） 金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の便宜のために備置しています。

1【提出理由】

平成26年4月23日開催の当社第63回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年4月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円 総額15,764,203,013円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年4月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 20,000,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 20,000,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、和田 勇、阿部俊則、和田純夫、稲垣士郎、三枝輝行、平林文明、伊久哲夫、内田隆の8氏を再選し、涌井史郎、勝呂文康、西田勲平の3氏を新たに選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、吉田憲五氏を新たに選任する。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末の取締役11名（うち社外取締役2名）に対し、総額270百万円（うち社外取締役分6百万円）の役員賞与を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	5,239,448	6,080	12,059	(注)1	可決(98.34%)
第2号議案				(注)2	
和田 勇	5,096,157	149,375	12,059		可決(95.65%)
阿部俊則	5,195,107	48,266	14,229		可決(97.51%)
和田純夫	5,200,056	43,406	14,130		可決(97.60%)
稲垣士郎	5,200,291	43,181	14,130		可決(97.61%)
三枝輝行	5,223,073	22,471	12,059		可決(98.03%)
涌井史郎	5,112,955	132,589	12,059		可決(95.97%)
平林文明	5,199,880	43,592	14,130		可決(97.60%)
伊久哲夫	5,200,211	43,261	14,130		可決(97.61%)
内田 隆	5,200,311	43,161	14,130		可決(97.61%)
勝呂文康	5,198,723	44,749	14,130		可決(97.58%)
西田勲平	5,200,172	43,300	14,130		可決(97.60%)
第3号議案				(注)2	
吉田憲五	4,918,926	326,619	12,059		可決(92.33%)
第4号議案	5,051,829	190,946	14,829	(注)1	可決(94.82%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書及びインターネット等による事前行使分並びに株主総会に出席のうえ賛成の意思の表示が確認された一部の株主の議決権の数の集計により、全ての決議事項は可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、それら以外の議決権については、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に加算しておりません。

以上